

花花セールにおいて福引を実施

前橋中央通り商店街(振)

5月10日～11日、「第42回花花セール with つながる市」を開催した。複数の花屋が出店し、アーケードを彩る中、組合員店舗がセールを行った。他にも、組合員の無印良品が企画する「つながる市」とコラボして、県内外で人気のお店やクラフト作家が集結し、商品を販売した。



わくわくのガラボン福引

多くの来場者で賑わい、来場者の中には、母の日のプレゼントとして買い物を楽しむ様子や福引で豪華賞品が当たって喜ぶ姿が見られた。

イベントでは、参加店で買い物をしたレシート2店舗分で参加できる福引を実施。景品として、1等が商店街で使える金券5千円分を、2・3等では、イベント名のとおり、アジサイの鉢植えや花・サボテン等の選べる鉢植えを用意した。



計200名分の景品

イノベーション伴走支援事業 始動

群馬県食肉事業(協)連合会

5月14日、前橋市・K'BIXまえばし福祉会館において、中央会のイノベーション伴走支援事業「組

合機能強化型」を活用した第1回委員会を開催。

本事業では、昨年度の「連合会の将来あるべき姿の研究」の継続事業として、前回の組合員アンケート並びにヒアリングの調査結果をもとに、今後の連合会の具体的な方向性を検討していく。

委員会では、オブザーバーの中小企業診断士・福島久氏より、今後の進め方となる協議設計図が提示され、検討事項のアウトラインが明確になった。福島氏より、対話型会議として有効なワークショップ実施の提案があり、実施に向けてテーマや参加対象について意見を出し合った。



計画を真剣に聞く委員

カスハラ対応について講習会を開催

猿ヶ京温泉旅館(協)

6月2日、みなかみ町・源泉湯の宿千の谷において、「カスハラから旅館を守る宿泊約款とは？」をテーマに講習会を開催し、約50名が出席した。講師は弁護士法人横浜パートナー法律事務所・弁護士佐山洸二郎氏。

佐山氏は、カスハラ(カスタマーハラスメント:顧客による嫌がらせ)に関する法律の今を旅館業法改正やカスハラ防止条例、カスハラ防止法等の重要部分を用いて説明。カスハラは大きく分けて民事事件と刑事事件の2種類あり、刑事事件に少しでも関われば警察を呼んで良いと述べた。また、刑事事件とはどういう場合かの具体例を示し、犯罪名が浮かぶものについては刑事事件として扱って良いという見解が示された。

最後に、万が一お客様とトラブルになった時のためにも宿泊約款は盾として整えておくことが重要と話し、お客様が確認できる状態になっていないと効力が発生しない旨注意を促した。



メモを取りながら熱心に受講